

日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年3月22日付け第201200000446号鳥取県商工労働部長通知）第3条第1項第1号の規定に基づき指定された経済変動事象のうち別表の第1欄に掲げるものに係る融資（以下「対象融資」という。）の実行を受ける者に対し、当該対象融資に係る資金のうち新規借入金（既存の借入金の借換えを目的とした借入れを除く資金をいう。以下同じ。）に対する利子負担の軽減を図ることにより、当該経済変動事象により影響を受けた者の経営の維持及び安定を図ることを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第1欄に掲げる経済変動事象の影響を受け、同表の第2欄に定める期間内に対象融資の申込みをした中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいい、村内に事務所若しくは事業所を有し、又は村内で事業を開始する具体的計画を有するものに限る。）とする。

(本補助金の不交付)

第4条 日吉津村へ納付すべき税及び使用料等を滞納している者に対しては、本補助金は交付しない。

(交付対象期間)

第5条 本補助金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、別表の第3欄に定める期間とする。

(補助金の額等)

第6条 本補助金の額は、毎年1月1日から12月31日（年の中途において交付対象期間が満了した場合には、その満了の日。次項において同じ。）までの間に金融機関に対して支払った対象融資に係る資金のうち新規借入金に対する利子（当該対象融資の返済が遅延したことによって生じた遅延利息等を除く。）の額に相当する額とする。

2 前項に定める本補助金の額は、次条の規定による申請の日が属する年の前年の1月1日から12月31日までの間に支払った対象融資に係る資金に対する利子の額に、対象融資に係る資金のうち新規借入金の占める割合を乗じて算出するものとする。

(交付の申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する期間の満了の日の属する年の翌年の2月20日までに（年の中途において交付対象期間が満了した場合には、その満了の日後速やかに）、村長に対し、日吉津村地域経済変動対策資

金利子補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象融資が実行されたことを示す書類の写し
- (2) 対象融資に係る利息支払証明書の写し
- (3) 役員等調書兼照会承諾書（様式第 2 号）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第 8 条 村長は、本補助金を交付することを決定したときは、申請者（前条の規定により同条第 1 項の申請書の提出を行った者をいう。次項において同じ。）に対し、日吉津村地域経済変動対策資金金利子補助金交付決定通知書（様式第 3 号）によりその旨を通知するものとする。

2 村長は、本補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（支払の請求）

第 9 条 本補助金の交付の決定を受けた者は、本補助金の支払の請求をしようとするときは、村長に対し、日吉津村地域経済変動対策資金金利子補助金支払請求書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

（規定外事項）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係）

1 経済変動事象	2 資金取扱期間	3 交付対象期間
令和 5 年度エネルギー・原材料価格の高騰	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 12 月 31 日まで	これらの経済変動事象に係る対象融資の利息の支払が開始された日の属する月から起算して 36 か月間
令和 7 年度アメリカの関税引き上げによる経済変動	令和 7 年 4 月 7 日から 同年 9 月 30 日まで	これらの経済変動事象に係る対象融資の利息の支払が開始された日の属する月から起算して 36 か月間

令和8年度エネルギー・ 原材料価格高騰及び円 安に伴う経済変動	令和8年4月7日から 同年9月30日まで	これらの経済変動事象 に係る対象融資の利息 の支払が開始された日 の属する月から起算し て36か月間
---------------------------------------	-------------------------	--

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

日吉津村長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金交付申請書

年度において、日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金の交付を受けたいので、日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、当該補助金の交付に当たり、日吉津村長が、私が日吉津村へ納付すべき税及び使用料等の納付の状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助金の名称
日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金

2 借入内容等及び交付申請額

指定経済変動事象	
借入年月日	年 月 日
借入額	円
償還期間	年 月 日～ 年 月 日
利子支払期間	年 月 日～ 年 月 日
支払利子額	円
補助金交付申請額	円

3 添付書類

- (1) 対象融資が実行されたことを示す書類の写し
(2) 対象融資に係る利息支払証明書の写し
(3) 役員等調書兼照会承諾書（様式第 2 号）
(4) (1) から (3) までは掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

日吉津村長 様

（届出者）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

次の役員等調書の記載事項につきましては、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者につきまして、日吉津村の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏 名	よみがな	生年月日

【注意事項】

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び監査役並びに日吉津村所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあつては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

日吉津村長
（ 公 印 省 略 ）

日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号）及び日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱の規程を遵守してください。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日から20日以内に、文書をもって交付申請を取り下げることができます。

様式第4号（第9条関係）

日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金支払請求書

金 円

年 月 日付け 第 号 で交付決定の通知のあり
ました日吉津村地域経済変動対策資金利子補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

日吉津村長 様

《振込口座》

金融機関	銀行・信用金庫・農協
支店名	
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)
	(漢字)